

JIS

工作機械－名称に関する用語

JIS B 0105 : 2012

(JMTBA)

平成 24 年 5 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 産業オートメーション技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	高 田 祥 三	早稲田大学
(委員)	荒 井 栄 司	大阪大学
	西 條 広 一	オークマ株式会社
	田 中 文 基	北海道大学
	堤 正 臣	東京農工大学
	出 町 公 二	横河電機株式会社
	播 磨 太 郎	三菱電機株式会社
	平 岡 弘 之	中央大学
	福 田 好 朗	法政大学
	藤 田 俊 弘	IDEC 株式会社
	増 田 良 介	東海大学
	松 田 三知子	神奈川工科大学
	三 角 進	株式会社日研研究所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 34.3.30 改正：平成 24.5.21

官 報 公 示：平成 24.5.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本工作機械工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-3961)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：産業オートメーション技術専門委員会 (委員長 高田 祥三)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電子標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	1
2 用語の分類.....	1
3 用語及び定義.....	1
解 説.....	44
索 引.....	47

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本工作機械工業会（JMTBA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS B 0105:1993** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

工作機械—名称に関する用語

Machine tools—Designation—Vocabulary

序文

この規格は、1959年に制定され、その後3回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は1993年に行われたが、その後の技術の進展に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、主として金属切削に用いる工作機械の名称に関する用語について規定する。

2 用語の分類

工作機械の名称に関する用語は、次による。

- a) 基本
- b) 旋盤
- c) ボール盤
- d) 中ぐり盤
- e) フライス盤
- f) 研削盤
- g) 多軸制御・複合工作機械
- h) 表面仕上げ機械
- i) 歯切り盤及び歯車仕上げ盤
- j) 平削り盤・立て削り盤・形削り盤
- k) ブローチ盤
- l) 切断機
- m) 特殊加工機械
- n) 専用工作機械
- o) その他の工作機械

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

なお、**図 1**～**図 48** は、その工作機械の構造の一例を示す。

注記 1 用語の読み方が紛らわしいものについては、用語の下に括弧書きで読みを示している。

注記 2 参考として、機械の大きさの表し方、対応英語及び慣用語を示している。